

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月7日
【計算期間】	第16期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）
【発行者名】	ジャパン・ホテル・リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 増田 要
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート
【事務連絡者氏名】	ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役管理本部長 板橋 昇
【連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート
【電話番号】	03-6422-0530
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

本日提出の有価証券届出書を作成するに際して、平成28年3月23日提出の有価証券報告書の記載事項のうち、主要な経営指標等の推移において、原データ作成時に計算方法の誤り及びその確認が不十分であったことによりデット・サービス・カバレッジ・レシオの数値等の誤記があったこと、並びに投資法人債に関する一般事務受託者への支払報酬の記載に、更新漏れ及びその確認が不十分であったことにより不足があったことが判明したため、これらを訂正するため、本訂正報告書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

下線\_\_\_\_\_は訂正箇所を示します。

### 第一部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

##### 1【投資法人の概況】

##### (1)【主要な経営指標等の推移】

##### ① 主要な経営指標等の推移

#### <訂正前>

期	第15期	第16期
決算年月（注1）	平成26年12月	平成27年12月
(中略)		
デット・サービス・カバレッジ・レシオ (注12) (注14)	倍 <u>8.3</u>	<u>15.6</u>

(中略)

(注4) 第13期の当期純利益は合併に伴う負ののれんの発生益(18,578百万円)、不動産等売却損(1,393百万円)及び減損損失(958百万円)が含まれています。また、第14期の当期純利益は不動産売却損(1,189百万円)及び減損損失(516百万円)が、第15期の当期純利益には不動産等売却益(305百万円)が含まれています。

(中略)

(注14) デット・サービス・カバレッジ・レシオ＝(税引前当期純利益＋減価償却費＋固定資産除却損±不動産等売却損益±特別損益＋投資法人債発行費償却＋投資口交付費償却＋金融派生商品損失＋支払利息＋投資法人債利息)／(支払利息＋投資法人債利息＋約定元金支払額総額(但し、元本一括返済額を除く。))

(後略)

#### <訂正後>

期	第15期	第16期
決算年月（注1）	平成26年12月	平成27年12月
(中略)		
デット・サービス・カバレッジ・レシオ (注12) (注14)	倍 <u>5.1</u>	<u>9.1</u>

(中略)

(注4) 第13期の当期純利益は合併に伴う負ののれんの発生益(18,578百万円)、不動産等売却損(1,393百万円)及び減損損失(958百万円)が含まれています。また、第14期の当期純利益は不動産売却損(1,189百万円)及び減損損失(516百万円)が、第16期の当期純利益には不動産等売却益(305百万円)が含まれています。

(中略)

(注14) デット・サービス・カバレッジ・レシオ＝(税引前当期純利益＋減価償却費＋固定資産除却損±不動産等売却損益±特別損益＋投資法人債発行費償却＋投資口交付費償却±金融派生商品損益＋支払利息＋投資法人債利息)／(支払利息＋投資法人債利息＋約定元金支払額総額(但し、元本一括返済額を除く。))

(後略)

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (3) 【管理報酬等】

⑩ 投資法人債に関する一般事務受託者（株式会社みずほ銀行）への支払報酬

<訂正前>

(前略)

本投資法人は、発行・支払代理に関する業務手数料として第5回無担保投資法人債に関して5,400,000円を支払うものとし、投資法人債発行時に支払済みです。

この他に、元利金支払いに関する業務手数料として、支払元金金額の10,000分の1.1及び支払利金の対象となる元金金額の10,000分の1.1を投資法人債に関する一般事務受託者を經由して口座管理機関に支払います。

<訂正後>

(前略)

本投資法人は、発行・支払代理に関する業務手数料として第5回無担保投資法人債に関して5,400,000円を支払うものとし、投資法人債発行時に支払済みです。

また、管理委託に関する業務手数料として毎1ヶ年につき発行現存額の10,000分の2を支払います。

この他に、元利金支払いに関する業務手数料として、支払元金金額の10,000分の1.1及び支払利金の対象となる元金金額の10,000分の1.1を投資法人債に関する一般事務受託者を經由して口座管理機関に支払います。